

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

給与構造改革に伴う経過措置の廃止

1 改定の内容

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成18年岡山県条例第3号）附則第7項の規定による給料の額については、平成26年4月1日以後、その額から2分の1を減じた額とすることとし、平成27年4月1日以後、同項の規定による給料は支給しないこととすること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成26年4月1日から実施すること。